

## 災害時要援護者支援の取組み 当委員会内の再確認

日本は、昔から地震などの災害を多く経験してきました。日本列島周辺では、過去 20 年間に震度 5 以上の地震は 310 回(年平均 15.5 回)発生。横浜市で 30 年以内に震度 6 弱以上の地震発生確率は 82%と想定されています。

最近の相次ぐ災害時には、犠牲者のうち高齢・障害者の割合は 60～80%に及んでいます。そこで、いざという時に情報の収集が難しく、自力で避難行動を起こすことが困難な災害時要援護者(避難行動要支援者)を対象に個別避難計画策定が災害対策基本法改正(2021/5/20)で努力義務化されました。(しかし、横浜市では、まだこの取組みについて具体的活動の方向性は示されていません。)

大規模災害発生直後には、公助は期待できず、地域における相互機能による支援(共助)が欠かせません。

前回 2013 年の災害対策基本法改正以降でも、要援護者支援についての考え方が示されています。

- ① 行政は災害時要援護者の名簿を作成し、地域から要望があれば、個人情報保護を条件に名簿を提供する。  
(要援護者の範囲は広いが、横浜市から提供されるのは高齢者、障がい者のある範囲に限定されています。)  
(個人避難計画策定については、推奨するとされていきましたので、地域によっては、既に実施されています。)
- ② 地域はその名簿や手上げ方式での対象者との信頼関係を結び、災害時の安否確認、避難支援を行う。  
また、発災時の負傷者(要援護者の家族、介護者も)など、名簿以外の要支援者も同様に取り組むこと。
- ③ 避難中、避難後についても、見守り・その他支援を継続すること(災害関連死が多いことから)。

緑園 6 丁目は、2020 年 6 月に泉区役所から情報共有方式による「災害時要援護者名簿」の提供を受け、「地域支え合い活動委員会」として「災害時要援護者支援の取組み」を行っており、今年 5 月の災害対策基本法改正内容に沿った活動も考慮に入れざるを得ない状況にあると考えております。

### 現活動の現状と課題

#### ネットワークづくり

- ① 当委員会の定例会を毎月第 3 日曜日開催を原則とし、委員会内の情報共有を図る。
- ② 当委員会に委員長、副委員長制度を設け、4 名の副委員長が委員長を補佐する体制となっている。
- ③ 6 丁目を 8 ブロックに分け、2 ブロックずつを分担する班を設け、各委員はそれぞれのブロックに分担所属。
- ④ 当委員会のホームページを作成、議事録、活動内容、委員会の現状活動、参考資料を適時掲載。  
[http://www.ryokuen.gr.jp/external/rcn/fold/town\\_block/6/each\\_other/index.html](http://www.ryokuen.gr.jp/external/rcn/fold/town_block/6/each_other/index.html)
- ⑤ 当委員会に自主防災組織である防火防災部メンバー、現・旧民生委員などが所属している。前基本法から、防災・福祉の連携が叫ばれていたが、当委員会に現在、福祉面のメンバー不在が課題。
- ⑥ 泉区役所(危機管理、福祉、保健など)、ケアプラザ、地区社協等の関係機関との連携強化が必要。

## 要援護者の情報の把握と信頼関係の樹立

- ① 区役所から提供される「災害時要援護者」の情報把握のため、全要援護者から調査票の提出を受けている。
- ② 区役所と連携の上「わたしの災害対策ファイル」を作成、適時情報の提供を進めている。
- ③ 適時訪問し、顔つなぎ、要援護者の状況把握に務めている。

## 防災啓発

- ① 要援護者に自助の備えとして、「私の災害対策ファイル」を提供し、適時情報を追加
- ② 耐震補強、家具の固定、消火器・火災煙報知器などの管理推進
- ③ 安否確認訓練への参加

今回、当活動の一つとして、「要援護者の災害時安否確認」についての実施要領案作成を進めています。

別紙「[緑園地域の地震発生と被害想定](#)」に見るように発災時の厳しい環境の中で、

- ・支援者自身の身の安全・家族の安全・家の中の安全確認、火の始末、出口の確保など
- ・要援護者宅への移動の間、自身の安全、火災、道路、電柱、塀など安全確認が必要。余震の可能性も。
- ・要援護者宅に到着し、要援護者、家族、介護者の状態確認。要救助の場合、救援は？
- ・救助・救援、避難、誘導の場合の判断と応援要請
- ・安否確認の報告、集計等、未確認対策等           などが考えられる。

これらの状況から、今期になりシステム導入を提案したが、皆さんの同意が得られず、保留となっている。

上記状況下でも、安否確認を実施するに当って、

- ① 自治会及び当委員会として、支援者側の当活動時における負傷、犠牲は許されない。
- ② 一方、当委員会としては、要援護者の「誰一人、取り逃がさない」姿勢で取り組んでいきたいと考えています。